

理事任期変更に伴う管理組合規約（改正案）

第6章 役員

【現行】

（役員を選任）

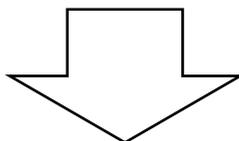
第23条 役員は、団地に現に居住する組合員及び同居の親族の中から、総会の決議により選任する。

2. 役員の前期中に欠員が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、理事会の過半数の合意により、団地に現に居住する組合員、及び同居の親族の中から役員として選任することができる。但し、賛否同数の場合は理事長判断とする。
3. 役員は、原則として各棟より3名（副理事長、監事を除く）選出する。なお、立候補者がいない場合は、各棟を3ブロックに分けて輪番制により選出するものとする。
4. 原則として、副理事長は前年度の理事長がその任に着くものとし、監事は前年度の理事の中から互選により2名選出する。

（役員の前期）

第24条 役員の前期は、通常総会の翌日から次の通常総会の日までとし、再任を妨げない。但し、再任できる期間は2年を限度とする。

2. 役員の前員により新たに選出された役員の前期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、前満了の後においても、新たに役員が選任されるまでの間、引続きその職務を行うものとする。
4. 役員が団地に居住しなくなった場合、又は組合員でなくなった場合においては、その役員はその地位を失う。



【改定案】

（役員を選任）

第23条 役員は、団地に現に居住する組合員及び同居の親族の中から、総会の決議により選任する。

2. 役員の前期中に欠員が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、理事会の過半数の合意により、棟別の役員数が同数になるように、団地に現に居住する組合員、及び同居の親族の中から役員として選任することができる。但し、賛否同数の場合は理事長判断とする。
3. 役員が団地に居住しなくなった場合、又は組合員でなくなった場合においては、その役員はその地位を失う。

（役員の前期等）

第24条 役員の前期は2年間とし、毎年その半数（6名）を改選する。その期間は通常総会の翌日から2年後の通常総会の日までとし、再任を妨げない。但し、追加の前任期間は1年を限度とする。

2. 役員は毎年、各棟より2名、全棟で6名選出する。従って、常に各棟で4名、全棟では12名が役員となる。なお立候補者がいない場合は、各棟を2ブロックに分けて、輪番制により選出する。
3. 1年目の役員6名の中から副理事長を選任する。原則として、1年目の副理事長が翌年度に理事長に選任されるものとする。但し、副理事長以外の理事が理事長に選任されることを妨げない。
4. 監事は、2年目の理事の中から2名選出する。
5. 役員欠員により新たに選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
6. 役員は、任期満了の後においても、新たに役員が選任されるまでの間、引続きその職務を行うものとする。

(任期変更の移行期間の措置)

第24条の2 現行規約に基づく最終年度の役員はその半数(6名)が翌年度も役員として残るものとし、新たに選任された6名の理事と合わせた12名で理事会を構成する。

【 附 則 】

(適用期日)

第1条 この規約は、2022年6月1日から改定施行する。